

労務ROAD

- 熱中症を予防しましょう
- 産業医について

河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

熱中症を予防しましょう

熱中症とは 高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破たんするなどして発症する障害の総称です。軽度では、めまい、こむらがえり等の筋肉痛や硬直等、中等度では、頭痛、嘔吐、倦怠感等、重度では、意識障害、けいれん、意味不明な言動、運動障害、高体温等様々な症状が現れます。

熱中症はどのようにして起こるのか? 熱中症を引き起こす要因は、「環境」と「からだ」と「行動」だと考えられます。

要因その1「環境」

- ・気温が高い ・湿度が高い
- ・エアコンの無い部屋 ・急に暑くなった日

要因その2「からだ」

- ・激しい運動によって体内に熱がこもる ・脱水状態 ・体調不良

要因その3「行動」

- ・長時間の屋外作業 ・水分補給できない状況 ・激しい筋肉運動や慣れない運動

熱中症にならないために

- ・作業前には健康状況(睡眠不足、前日の飲酒、朝食の未摂取など)をチェックしましょう
- ・熱への順化期間(7日以上)を設けて作業をしましょう
- ・直射日光・照り返しを遮る簡易屋根、通風・冷房設備を設置しましょう
- ・熱を吸収、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性の良い服を着用しましょう
- ・休憩は風通しのよい涼しい場所で、こまめに水分・塩分をとりましょう
- ・少しでも体調不良を感じたら、早めに申し出て医療機関で診察を受けましょう
- ・睡眠を十分にとり体調管理に気をつけましょう



今年の夏も猛暑が見込まれます。本格的に暑くなる前に、職場での熱中症対策についてチェックしてみてください。

【環境省より】

産業医について

◆ 産業医の選任義務

職場において労働者の健康管理等を効果的に行うためには、医学に関する専門的な知識が不可欠なことから、常時 50人以上の労働者を使用する事業場 においては、事業者は、産業医を選任し、労働者の健康管理等を行なわなければならないこととなっています。労働者数 50人未満の事業場 については、産業医の選任義務はありませんが、労働者の健康管理等を行なうのに必要な医学に関する知識を有する医師等に、労働者の健康管理等の全部又は一部を行なわせるように努めなければならないこととされています。

◆ 産業医を選任することで

- ・労働者の健康管理に役立ちます。
- ・衛生教育などを通じ職場の健康意識が向上します。
- ・職場における作業環境の管理などについて助言が受けられます。



【厚生労働省より】

仕事中に社長がケガをされた場合、補償(死亡・障害)は万全ですか?

詳細が気になる方は、河本社労士事務所併設の労働保険事務組合

「葛城経営研究会(06-6228-8755)」へご連絡下さい!!

6/14(水)14:00~16:00 阪急グランドビルにて、最新の金融機関の動向が分かるセミナーを開催します! 詳しくは、河本社労士事務所(06-6228-8555)まで!